

様式第3号(第12条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年度 第2回吉川市児童福祉審議会
開 催 日 時	平成28年3月22日(火) 午後6時00分から 午後7時25分まで
開 催 場 所	吉川市役所第2庁舎201会議室
出席委員(者)氏名	手塚崇子委員(会長)、田中公明委員、高井良奈緒美委員、五十嵐修委員、市川俊行委員、竹内真希委員、小針依莉子委員、
欠席委員(者)氏名	熊木崇人委員
担当課職員職氏名	子育て支援課 課長 岡田なるみ 子育て支援課子育て支援係 係長 木村みのり 子育て支援課子育て支援係 主任 城取直樹 保育幼稚園課長 戸張悦男 保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係 係長 岡崎久詩 保育幼稚園課保育幼稚園係 係長 渡辺剛
会議次第と会議の公開又は非公開の別	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議事 (1) 吉川市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況報告(最新情報)について (2) 認可保育所の確認に係る意見聴取について (3) 吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正案について 4 その他 5 閉 会 ※ すべて公開
非公開の理由(会議を非公開にした場合)	なし
傍聴者の数	なし
会議資料の名称	資料1「吉川市子ども・子育て支援事業計画進捗状況報告(最新情報)について」、資料2「認可保育所の確認に係る意見聴取資料」、資料3「吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正案について」
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会議録確認指定者	五十嵐修委員、市川俊行委員
その他の必要事項	

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、決定事項等)

事務局

**1. 開会**

開会の宣言

傍聴希望者確認(傍聴希望者なし)。

**2. 会長あいさつ**

手塚会長あいさつ

会議録署名人の指名

五十嵐委員と市川委員を指名。委員了承。

**3. 議事**

**(1) 吉川市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況報告(最新情報)について**

**【関係資料】**

**資料1 吉川市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況報告(最新情報)について**

**(主な説明概要)**

計画に記載されている各種施策のうち、「量の見込み」及び「確保方策」が示されている事業の数値について、最新の進捗状況を報告。なお、「幼児期の学校教育・保育」及び「放課後児童健全育成事業(学童保育事業)」については、平成28年4月1日の状況(見込)が把握できているため、その情報を記載していることを説明。

幼児期の学校教育・保育の2、3号認定について、平成28年度の一次利用調整は12月中旬の一斉受付分が対象となっている。その後3月10日まで申込受付を行っており、その分は二次利用調整が行われることになる。

計画の見込みと比べると、3号認定の0歳児は想定どおりの数字となっているが、1・2歳児が想定よりも多かったため、

	計画との差（需要の差）が出ている。
	（質疑応答）
手塚会長	資料を見ると、南中学校区域の不足が一番大きくなっているのがわかる。保育所を新設したとしても、0～2歳児は定員数が少ないため、解消するのが難しいと感じたところ。
小針委員	保育所申し込みは、認可保育所が対象ということで良いか。
事務局	その通りである。
小針委員	入れなかった人については、認可外保育所に入るという理解でよいか。
事務局	育児休業延長で対応する人が多いが、認可外保育所を利用される人もいる。
手塚会長	保育所の新設に期待する保護者が多いということだと思う。
事務局	保育所が増えれば、希望者も増えるというのが実態である。今回も200名以上定員数を増やしているが、それを上回る希望者があった。
田中委員	一次利用調整の方法はどのように行っているのか。
事務局	12月に行う一斉受付分を対象とし、どの保育所に入れるのかを調整している。調整後、辞退等による空き枠に対して二次利用調整を行っている。二次利用調整の対象は一次利用調整で決まらなかった分と3月10日まで申し込みがあった分が含ま

	<p>れている。</p> <p>保護者には利用希望の保育所を書いてもらっているの、なるべく希望が高い保育所に入れるように調整している。</p> <p>なお、保護者の就労時間や勤務日数等により、点数化をしていて、点数が高い順に入所を決定している。</p>
竹内委員	<p>きょうだいで保育所が違う友人がいる。親としては負担があるところ。きょうだいと同じ保育所に入れるよう調整等はしているのか。</p>
事務局	<p>きょうだいの場合は加点しているが、点数が高い順から入れているため、全ての人が同じ保育所には入っていない現状はある。なるべく同じ保育所に入れるようになることが望ましいことから、加点を増やすなどの見直しを行ったところ。</p>
竹内委員	<p>制度の見直しについては、市民に説明をした方がよいのではないか。あまり伝わっていないような印象がある。</p>
事務局	<p>点数基準表の新しいものをまだホームページで公表していないため、公開したいと考えている。</p>
手塚会長	<p>市民にわかるようにするため、窓口設置や保育所設置など目に見える形で示した方が良くと思う。</p>
竹内委員	<p>保護者はホームページをなかなか見ないと思うので、掲示等の目に見えるやり方が目に留まりやすいと思う。</p>
五十嵐委員	<p>参考として。幼稚園では園ごとに方針が決まっているのと、募集をするやり方であるため、きょうだいの入園についてはと</p>

	<p>でも難しい部分がある。保育所の場合は点数化されているので分かりやすいと思う。</p> <p><b>(2) 認可保育所の確認に係る意見徴収について</b></p> <p><b>【関係資料】</b></p> <p><b>資料2 認可保育所の確認に係る意見聴取資料</b></p> <p><b>(主な説明概要)</b></p> <p>認可保育所については、子ども・子育て支援法第31条第2項により、利用定員を定める際、審議会の意見聴取が必要となる。平成28年度に新たに2か所の認可保育所が開設するため、保育所の概要説明を行った。なお、認可は県が行い、今月中に認可が下りる予定。</p> <p>追加報告として、かほ保育園については、30名の定員増を行っている(4月から適用)旨を報告。</p> <p>(質疑応答)</p> <p>五十嵐委員 資料内にある土地の所有形態について、期間が20年間と設定されているが、この意味は何か。</p> <p>事務局 長期間の運営が必要であるため、認可基準として賃貸の場合は最低20年の契約が求められている。</p> <p>五十嵐委員 認定こども園の返上の話が出ているので確認したいのだが、株式会社などの場合、10年で無理でしたという場合もあるのか。その際ペナルティーはあるのか。</p> <p>事務局 補助金の返還は求められると思うが、それ以外に特にペナルティーはないと記憶している。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

小針委員	つつじ保育園については、園庭はどこに反映されているか。
事務局	図面以外の敷地内で必要面積を確保している。また、近くに大きな公園があるため、そこも活用すると聞いている。
小針委員	認可保育所は県が認可するというだけでよいか。
事務局	政令指定都市や中核市などを除き、認可保育所については県が認可することになっている。
	<p align="center"><b>(3) 吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正案について</b></p>
	<p><b>【関係資料】</b></p>
	<p align="center"><b>資料2 吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正案について</b></p>
	<p><b>(主な説明概要)</b></p>
	<p>国では児童福祉施設や家庭的保育事業等（小規模保育など）に関する基準が改正された。認可保育所については、県が基準を定めているが、小規模保育等については、市が基準を定めているため、条例を改正するものである。</p> <p>なお、今回の改正については、国では「待機児童がいる期間だけ保育士配置について特例的運用を可能とする。」としているため、待機児童が解消された場合は元に戻ることになる。</p>
五十嵐委員	<p><b>(質疑応答)</b></p> <p>小規模保育事業は認可も従事者研修も市で行うだけでよいと解釈していたがどうなのか。</p>

事務局	<p>小規模保育は市で認可をする。A型は保育従事者が全員有資格者、B型は保育従事者の半分以上が有資格者でその他保育従事者は研修を受けた者となっている。その研修は大きな自治体では市で研修を行っているが、吉川市では県で行う研修に参加してもらっている。</p>
市川委員	<p>研修を受けた人数はどの程度か。</p>
事務局	<p>小規模保育B型2か所で、8名程度が研修を受けている。</p>
市川委員	<p>有資格者と研修従事者とでは待遇にも差があるのか。</p>
事務局	<p>保育所ごとに設定しており、多少の差はあると思う。</p>
五十嵐委員	<p>参考として。幼稚園ではかつては4年制大学、短大、専門学校卒で待遇に差があったが、現在は見直している幼稚園が多いと聞いている。</p>
竹内委員	<p>小規模保育事業A型とB型の違いを再度説明して欲しい。</p>
事務局	<p>A型は保育従事者全員が有資格保育士、B型は有資格保育士が半分以上となっている。B型は認可外保育施設から認可保育施設への移行を想定している。認可外保育施設は、保育士が3分の1以上という条件があり、急に有資格者を配置するのが難しいことが想定されるため、2分の1以上という条件を設けたと聞いている。</p> <p><b>4. その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局からの連絡事項。</li> </ul>

**(1) 審議会の今後について**

**(主な説明概要)**

今年度の審議会は今回をもって終了となる。来年度は計画の見直しについて必要があれば審議していただくことになる。他に、今年度と同様、新設保育所に関する意見聴取等が行われる予定である。

年間2回の開催を想定しているが、場合によっては開催回数が増える可能性があることをご了承いただきたい。

**5. 閉会**

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 28年 4月 15日

署名委員 五十嵐修 自署

署名委員 市川俊行 自署